



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 8月27日金曜日 第1587号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 893

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 895

救急病院の撤回..... 896

救急病院の協力申出..... 896

指定居宅サービス事業者の指定..... 897

指定居宅介護支援事業者の指定..... 897

指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 898

指定居宅サービス事業の廃止..... 898

大規模小売店舗の届出事項の変更の届出の概要等..... 898

農業災害補償法による知事が定める基準の一部改正..... 898

土地改良事業の計画の変更の認可（6件）..... 898

肥料登録有効期間の更新..... 899

解除予定保安林にする旨の通知..... 899

解除予定保安林..... 899

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 899

道路の区域変更（県道西条久万線）..... 899

道路の供用開始（ " ）..... 899

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 900

毒物劇物取扱者試験の合格者..... 900

農業振興地域の指定の全部改正（2件）..... 900

教育委員会規則

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則..... 901

教育委員会告示

教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正..... 901

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定の一部改正..... 901

告 示

○愛媛県告示第1814号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 事業場の名称及び所在地

新居浜電子株式会社

新居浜市王子町1番1号

3 特定施設に関する事項

(1) 銅めっき装置3号

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1日当たり161キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0～3.0 最大 2.0～3.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 12
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 2.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
		通常 345 最大 364

(2) 銅めっき装置4号

特定施設の種類	政令別表第1第66号 電気めっき施設
特定施設の能力	1日当たり161キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 12
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 2.1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 345 最大 364	

(3) 銅めっき装置 5号

特定施設の種 類	政令別表第1第66号 電気めっき施設	
特定施設の能力	1日当たり322キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.8 最大 7.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.7 最大 4.1
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 823 最大 938
------------------------	------------------

4 汚水等の処理施設に関する事項
汚水処理施設Ⅰ

設 置 年 月 日	昭和62年 3月10日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理+物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	化学処理+物理処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼製エポキシライニング及び強化プラスチックライニング製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 3.0メートル 高さ 3.5メートル 他		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり550立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和凝集法		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.7~3.5 最大 0.5~4.0	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 6.8	通常 2未満 最大 2未満
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 6.1	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.4 最大 4.8	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 51 最大 55	通常 51 最大 55	

汚水処理施設Ⅱ

設 置 年 月 日	平成13年 3月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理+化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	物理処理+化学処理		
処 理 施 設 の 構 造	鋼製ラバーライニング		
処理施設の主要寸法	縦 4.0メートル 横 5.69メートル 高さ 4.5メートル 他		

処理施設の能力	1日当たり320立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	蒸留法+蒸発法+イオン交換法		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0.7~11.5 最大 0.5~12.5	通常 6.5~7.5 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15	通常 2未満 最大 2未満
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 16	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.2 最大 2.0	通常 0.1未満 最大 0.1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 267 最大 315	通常 262 最大 310	

汚水処理施設Ⅲ

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	物理処理+化学処理
処理施設の型式	物理処理+化学処理
処理施設の構造	鋼製ラバーライニング
処理施設の主要寸法	直径 3メートル 高さ 3メートル 他
処理施設の能力	1日当たり2,760立方メートル処理
汚水等の処理の方式	還元法+中和法+イオン交換方式
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~12.0 最大 3.0~13.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.3 最大 9.5	通常 4.5 最大 6.8
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 3.0	通常 8 最大 11	
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.8	通常 0.5 最大 0.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,270 最大 2,498	通常 2,270 最大 2,498	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.65 最大 6.8
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 8.7
りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.35 最大 0.63	
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 861 最大 964

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第1815号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
新居浜電子株式会社

- 新居浜市王子町1番1号
代表取締役社長 渡邊光廣
- 2 事業場の名称及び所在地
新居浜電子株式会社
新居浜市王子町1番1号
- 3 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号及び第66号
- 4 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態及び量の変更
- 5 特定施設に関する事項
銅めっき装置1号

		変 更 前	変 更 後
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0~5.0 最大 2.0~5.0	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 12 最大 14	通常 8 最大 12
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 9 最大 11	通常 1.4 最大 2.1

銅めっき装置2号

		変 更 前	変 更 後
特定施設の能力		1日当たり286キログラム処理	1日当たり343キログラム処理
原材料の種類及び1日当たりの使用量		ポリイミドフィルム：2,880メートル 含リン銅：98キログラム 硫酸：98キログラム ポリエチレングリコール：16.2リットル	ポリイミドフィルム：3,456メートル 含リン銅：118キログラム 硫酸：118キログラム ポリエチレングリコール：19.5リットル 界面活性剤：6.4リットル
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 4	通常 4.8 最大 7.2
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 9 最大 11	通常 2.7 最大 4.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 275 最大 316	通常 412 最大 468

- 6 汚水等の処理施設に関する事項
汚水処理施設Ⅲ

		変 更 前		変 更 後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	の汚水等の	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.8 最大 8.5	通常 2.5 最大 3.8	通常 6.3 最大 9.5

汚染状態の値	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満	通常 5未満 最大 5未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 2.0	通常 3.5 最大 3.9	通常 2.1 最大 3.0	通常 8 最大 11
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 620 最大 680	通常 620 最大 680	通常 2,270 最大 2,498	通常 2,270 最大 2,498

- 7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
1号排出口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 3.8	通常 3.65 最大 6.8
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 10未満	通常 5.0未満 最大 10.0未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.5 最大 6.7	通常 6.5 最大 8.7
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.16 最大 0.20	通常 0.35 最大 0.63
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 293 最大 340	通常 861 最大 964

○愛媛県告示第1816号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。
平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
国民健康保険久万町立病院	上浮穴郡久万町大字久万町65番地	久 万 町

○愛媛県告示第1817号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。
平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	久万高原町	平成19年7月31日まで

○愛媛県告示第1818号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成16年8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870104175	有限会社日之出総合ビジネス	愛媛県松山市天山三丁目7番20号	訪問介護	日之出ケア21	愛媛県松山市天山三丁目7番20号	平成16年7月1日
3870300633	有限会社訪問介護あじさい	愛媛県宇和島市山際四丁目4番28号	訪問介護	有限会社訪問介護あじさい	愛媛県宇和島市山際四丁目4番28号	平成16年7月1日
3874000379	有限会社愛ミング・ケアセンター	愛媛県南宇和郡御荘町菊川283番地	訪問介護	愛ミング・ケアセンター	愛媛県南宇和郡御荘町菊川283番地	平成16年7月1日
3870104209	株式会社ケアジャパン	愛媛県松山市中央一丁目1020番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームハッピー余戸	愛媛県松山市余戸東二丁目7-13	平成16年7月5日
3871100347	有限会社くまた	愛媛県北条市土手内52番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームくまた	愛媛県北条市土手内52番地1	平成16年7月5日
3810310379	医療法人沖繩徳州会	沖縄県島尻郡東風平町字外間80番地	通所リハビリテーション	医療法人沖繩徳州会宇和島徳州会病院	愛媛県宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成16年7月7日
3870104217	有限会社オリエンタルシルバーホーム	愛媛県松山市泉町23番地6	痴呆対応型共同生活介護	トータルケアサポート花みずき	愛媛県松山市泉町23番地6	平成16年7月14日
3870104217	有限会社オリエンタルシルバーホーム	愛媛県松山市泉町23番地6	特定施設入所者生活介護	トータルケアサポート花みずき	愛媛県松山市泉町23番地6	平成16年7月14日
3870300641	有限会社ひだまりの会	愛媛県宇和島市川内甲2467番地3	通所介護	有限会社ひだまりの会通所介護事業所いぶき	愛媛県宇和島市伊吹町甲1368番地3	平成16年7月14日
3873900579	介護サービス野の花有限会社	愛媛県北宇和郡広見町内深田1248番地2	訪問介護	介護サービス野の花有限会社	愛媛県北宇和郡広見町内深田1248番地2	平成16年7月14日
3871300152	医療法人慶尚会	愛媛県四国中央市土居町蕪崎253-1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームテレサ	愛媛県四国中央市土居町蕪崎167番地	平成16年7月14日
3873500718	ベストケア株式会社	愛媛県北条市辻610-15	通所介護	ベストケア・デイサービスセンター松前	愛媛県伊予郡松前町北黒田242-5	平成16年7月20日
3870501230	医療法人社団久和会	愛媛県新居浜市喜光地町1-13-29	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム桜	愛媛県新居浜市船木甲3656番地8	平成16年7月26日
3870104233	有限会社エーゼル	愛媛県松山市清水町一丁目8番地14得松マンション103号	訪問介護	有限会社エーゼル	愛媛県松山市清水町一丁目8番地14得松マンション103号	平成16年7月29日
3873900587	特定非営利活動法人花園	愛媛県北宇和郡津島町岩松830番地	通所介護	指定通所介護事業所花園	愛媛県北宇和郡津島町上畑地甲678番地	平成16年7月30日
3873900603	有限会社ケアステーションますほ	愛媛県北宇和郡津島町高田丁976番地1	訪問介護	ケアステーションますほ指定訪問介護事業所	愛媛県北宇和郡津島町高田丁976番地1	平成16年7月30日

○愛媛県告示第1819号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成16年8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は所在地	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870501099	有限会社訪問介護サービスほほえみ	愛媛県新居浜市中村一丁目10番29号	居宅介護支援	有限会社訪問介護サービスほほえみ	愛媛県新居浜市中村一丁目10番29号	平成16年7月1日
3871200261	有限会社どうぜんサービス	愛媛県東予市石田864番地	居宅介護支援	有限会社どうぜんサービス	愛媛県東予市石田864番地	平成16年7月5日
3870104225	有限会社愛富	愛媛県松山市古川北四丁目2番15号ディアス椿202号	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所愛富	愛媛県松山市古川北四丁目2番15号ディアス椿202号	平成16年7月27日
3870104233	有限会社エーゼル	愛媛県松山市清水町一丁目8番地14得松マンション103号	居宅介護支援	有限会社エーゼル	愛媛県松山市清水町一丁目8番地14得松マンション103号	平成16年7月29日
3873900595	有限会社ケアステーションますほ	愛媛県北宇和郡津島町高田丁976番地1	居宅介護支援	ケアステーションますほ指定居宅介護支援事業所	愛媛県北宇和郡津島町高田丁976番地1	平成16年7月30日

○愛媛県告示第1820号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
3870700253	有限会社仕合せ会	愛媛県大洲市徳森2321番地18	訪問介護	おひさま介護	愛媛県大洲市徳森2321番地18	愛媛県大洲市徳森1314番地3	平成16年7月15日

○愛媛県告示第1821号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870101163	ワタキューセイモア株式会社	京都府綴喜郡井手町多賀小字茶臼塚12番地の2	福祉用具貸与	ワタキューセイモア株式会社中四国支店松山営業所	愛媛県松山市古川西1-11-32	平成16年6月30日
3870101874	有限会社日之出設計補償コンサルタント	愛媛県松山市天山町3-7-20	訪問介護	日之出ケア21	愛媛県松山市天山町3-7-20	平成16年6月30日

○愛媛県告示第1822号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第7項の規定による届出があったので、同条第8項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第8条第8項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	届出年月日
ブックオフ・ハードオフ・オフハウス今治片山店	今治市片山三丁目10番地33	荷さばき施設の位置及び面積	店舗西側 7.2㎡、店舗2階42.9㎡	店舗南側（出入口付近）32.5㎡	平成16年8月12日

○愛媛県告示第1823号

農業災害補償法による知事が定める基準（昭和39年1月愛媛県告示第50号）の一部を次のように改正し、平成16年9月21日から施行する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

表水稻の項区域の欄中「四国中央市」の下に「、東温市」を加える。

○愛媛県告示第1825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、今治市桜井地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年8月13日認可した。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、今治市土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年8月13日認可した。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1826号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、今治市乃万地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年8月13日認可した。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1827号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、今治市波止浜地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年 8月13日認可した。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1828号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、今治市清水地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年 8月13日認可した。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1829号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、今治市日高地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年 8月13日認可した。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1830号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期限を更新した。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成19年9月15日	愛媛県第1224号	混合石灰肥料	くみあい粒状土壌改良用混合石灰20	アルカリ分 45.0 く溶性苦土 10.0	公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第1831号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
喜多郡長浜町大字豊茂乙 6 の 8
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1832号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
東予市河之内乙 302 の 2、乙 302 の 3、乙 502 の 2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1833号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成16年 8月27日から 9月9日まで

○愛媛県告示第1834号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町中組2851番 3	旧	メートル 16.5～29.0	キロメートル 0.050	
			新	25.4～42.5	0.050	

○愛媛県告示第1835号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町中組2851番 3	平成16年 8月27日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 8月19日	特定非営利活動法人 グループホームしいのみ	村 上 康 彦	愛媛県松山市緑町一丁目7番地 15号	本法人は高齢者の個性を大切にしながらグループホームの運営をはじめ、痴呆症に関する情報の提供を行うことにより、高齢者が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成16年 8月 5 日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一般

受 験 号	氏 名	受 験 号	氏 名
11	永 井 秀 昌	54	安 宅 光 淳
12	守 谷 幸 久	57	加 藤 佳 宏
17	高 橋 功 次	63	森 本 宏 史
22	図 子 里 美	72	宮 岡 栄 治
24	吉 松 直 行	75	藤 原 明 子
26	西 原 寿 明	84	忽 那 成 哉
50	木 下 春 馬		

農業用品目

受 験 号	氏 名	受 験 号	氏 名
11	安 藤 達 也	69	宮 崎 翔
48	森 貴 大	102	加 藤 奈 都 美
60	越 智 昌 信	113	三 ッ 井 浩 記
66	芥 川 和 豊	117	永 井 昌 子

118	福 田 艶 子	129	西 田 美 香
123	藤 田 裕 子	130	仙 波 章 保
124	三 好 徹	169	中 田 和 義
127	堀 口 隆 博	191	花 城 三 奈

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、四国中央市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（川之江市）（昭和48年9月18日付け公告）、農業振興地域の指定（伊予三島市）（昭和48年9月18日付け公告）、農業振興地域の指定（土居町）（昭和48年9月18日付け公告）及び農業振興地域の指定（新宮村）（昭和48年9月18日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 名称
四国中央地域
- 区域
四国中央市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域
（図面省略）
その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県西条地方局に備えて縦覧に供する。

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、西予市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（明浜町）（昭和45年3月31日付け公告）、農業振興地域の指定（宇和町）（昭和46年2月16日付け公告）、農業振興地域の指定（野村町）（昭和46年2月16日付け公告）、農業振興地域の指定（城川町）（昭和46年2月16日付け公告）及び農業振興地域の指定（三瓶町）（昭和47年1月11日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成16年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 名称

西予地域

2 区域

西予市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会規則**○愛媛県教育委員会規則第9号**

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 8月27日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

- 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）別表中予地区の項
- 愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）別表中予地区の項

附 則

この規則は、平成16年 9月21日から施行する。

教育委員会告示**○愛媛県教育委員会告示第10号**

教育事務所の名称、位置及び所管区域（昭和32年2月愛媛県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、平成16年9月21日から施行する。

平成16年 8月27日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

教育事務所の名称、位置及び所管区域の表松山教育事務所の項所管区域の欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

○愛媛県教育委員会告示第11号

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定（昭和47年9月愛媛県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正し、平成16年9月21日から施行する。

平成16年 8月27日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

義務教育諸学校教科用図書採択地区の名称及び区域の表中

「

温泉・上浮穴地区	温泉郡、上浮穴郡
----------	----------

」を「

東温・温泉・上浮穴地区	東温市、温泉郡、上浮穴郡
-------------	--------------

」に改める。

